

徳島県情報公開審査会答申第123号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成23年12月7日、異議申立人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「対応要綱・署名捺印について、業務に関する要望等に対する職員の対応要綱にかかる実績がわかる書類及び行政が署名を求める理由の開示を求める。」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成23年12月14日、実施機関は、本件請求のうち、「対応要綱・署名捺印について、業務に関する要望等に対する職員の対応要綱にかかる実績がわかる書類」に係る公文書が不存在であることを理由に、公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

また、本件請求のうち、「行政が署名を求める理由」に係る公文書を「業務に関する要望等に対する職員の対応要綱」と特定し、公文書公開決定処分を行い、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

平成24年1月11日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

平成24年2月9日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該異議申立てにつき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、平成23年12月14日付け監第3001号により異議申立人に対して行った「公文書公開請求拒否決定通知書を取り消す」との決定を求める、というものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人から提出された異議申立書及び意見書の主張を要約すると、異議申立ての理由は、概ね次のとおりである。

(1) 平成〇年〇月〇日 徳島県知事の求めた「対応記録票」署名捺印の説明責任を求める。

(2) 平成〇年〇月〇日 協同組合の求めた質問は、港湾法第37条第1項に示す、港湾区域内に停泊する台船は、「係船ですか・係留ですか・停泊ですか・」以上の3件の相違を徳島県知事は、明らかにする事を求める。

(3) 徳島県知事は、一般業務に対し国家権力を排除すべきである。

(4) 平成〇年〇月〇日 以下3通の書類の説明を求める。

ア 「港湾施設（係留施設）使用許可書」 徳島県指令鳴土第〇〇号

イ 〇〇港水域占用案件への対応について、平成〇年〇月〇日 港湾管理係

ウ 命令書 平成〇年〇月〇日 徳島県達鳴土第〇号

上記3件の書類について説明を求めた。

「ア」港湾施設（係留施設）使用許可書は、理解できる。

徳島県港湾施設管理条例（昭和30年徳島県条例第32号）第6条の規定に次の条件をつけて許可する。この書類の意味は、解かる。

「イ」〇〇港水域占用案件への対応について。

このことについては、平成11年・釣り筏について、事前協議を持ち、台船設置について示した、港湾課の条件である。

徳島県港湾課は、許可出来ない条件を示した、断りの書類と主張。

「ウ」「徳島県達鳴土第〇号」命令書に示す。係留の意味については、所長の返事は、係留・係船・停泊・の意味については、本庁と協議して（回答できるよう努力する。）

以上の協議を受け、上記3件の徳島県の見解は、後日解答させて頂く。

(5) 平成〇年〇月〇日 個人情報開示決定通知書 鳴土第〇〇号。

当日協議に先立ち冒頭・徳島県港湾課に、対応記録票に署名捺印を求められる。内容について、事実と異なる記載を見て、事実を記載して提出する事を約束して、協議が始まる。

平成〇年〇月〇日 質問の内容を記載して対応記録票に署名捺印して提出している。

このことについて、「ア」の意味は、良くわかる。

「イ」〇〇港水域占用案件について、平成11年当初釣り船台船停泊について、事前協議の結果を受けて示された条件である。

港湾課は、平成11年に事前協議は、無かった。作り事は、駄目である。

「ウ」係留・係船・停泊・全て、水域の占用ですということである。

平成〇年〇月〇日 対応記録票に署名捺印後は、不審な人物が更に露骨に協議に同席する。

- (6) 併任職員の配属先等。県土整備政策課
 - (ア) 不当要求行為等に係る対策に関する事。
 - (イ) 建設業法に基づく調査にかんすること。
 - (ウ) 徳島県建設業関係暴力団排除連絡会議にかんすること。
 - (エ) 県土整備行政に係る渉外業務の指導，調整に関する事。
 - (オ) 関係機関との連絡調整に関する事。
- (7) 徳島県県警と徳島県職員との併任辞令を受けている。仕事の内容を例示した文書。
 - (ア) 事務分掌表 不当要求行為等に係る対策に関する事。
- (8) 協議に立ち会う併任辞令を受けている職員。
- (9) 徳島県警察本部長 公開質問書。提出した事実。
- (10) 徳島県警察本部長 平成〇年〇月〇日
平成〇年〇月〇日付文書に対する回答について、「標記の件につきましては、下記のとおり回答いたします。」
- (11) 徳島県知事は、対応記録票，に記載捺印を求めた件について，合理的に説明責任をはたして頂きたい。
「対応記録票」記載の3件の回答を果たす事。
警察権力導入に対する，説明責任を果たすこと。
- (12) 徳島県知事は，対応記録票について合理的に，透明度の高い説明責任を果たし，平成〇年〇月〇日 鳴門土木事務所・港湾課が求めた，「対応記録票」を取り消し，恣意的に警察を導入した事実の謝罪を求める。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された理由説明書及び口頭による理由説明を要約すると，本件処分
の理由については次のとおりである。

1 本件公文書について

平成23年12月7日付け（同日受理）で異議申立人から提出された公文書公開請求
に対し，現に本件請求に係る公文書を保有していないため本件処分を行った。

2 本件処分の根拠について

条例第7条第2号に該当するため公開請求を拒否したものである。

3 本件処分の理由について

- (1) 「働きかけ対応制度」は、元知事の汚職事件を受け、県政をゆがめるような不当な働きかけを抑止し、公正で開かれた県政運営を図るため、働きかけへの対応を定めたもので、平成16年4月1日より施行されている。
- (2) 業務に関する要望等に対する職員の対応要綱（以下「要綱」という。）第3条には、次のとおり規定されている。

第3条 働きかけを受けた職員（以下「応対者」という。）は、速やかに対応記録票（別記様式。以下「記録票」という。）を作成するものとする。

- 2 応対者は、働きかけを受けた時点で、働きかけの相手方（以下「相手方」という。）に対し、相手方の氏名も含め記録票として原則として公開されること等を説明するものとする。
- 3 応対者は、記録票の記載内容について、相手方に署名による確認を求めるものとする。この場合において、相手方から訂正を求められたときは、記載内容を訂正し、再度署名による確認を求めるものとする。
- 4 前項に規定する場合のほか、応対者は、相手方が署名による確認に応じない場合において、なお働きかけを受けたと判断するときは、知事の指名する弁護士に相手方に対する働きかけの有無の確認を委託するものとする。
- 5 応対者は、第3項の確認が得られたとき又は前項の弁護士からの確認の報告を得られたときは、所属長に報告するものとする。
- 6 所属長は、報告を受けた働きかけに対する処理方針案を付した上で所管部局長（出先機関の場合は本庁所管課長を経由して）に報告するものとし、部局長は、適宜、知事に報告するものとする。
- 7 処理方針が決定された後は、速やかに、相手方にその処理方針を回答するものとする。

しかし、要綱施行以来、知事に対する働きかけに関する事案の報告が行われたことはない。

平成16年の制度導入以後実績が無かったため、平成17年9月、働きかけの有無の確認を弁護士に委託できる制度を導入し、要綱の中で働きかけに該当しない事例を明記することで、職員が容易に判断出来るよう改正を行った。しかしながら、それ以降も実績がない。これは、この制度自体が、不当な働きかけに対して一定の抑止力になっているからではないかと考えている。

また、監察局が所管している通報制度、不当要求行為の対応対策といったものと相まって、不当な働きかけが行われないような環境が出来上がりつつあり、こうしたことから、働きかけの実績がないと考えている。

したがって、異議申立人は「対応要綱・署名捺印について、業務に関する要望等に対する職員の対応要綱にかかる実績がわかる書類」を求めているものの、上記のとおり、報告が行われたことがないため、当該文書は作成されておらず、不存在である。

以上により、本件請求に対する公文書は存在せず、公開請求を拒否したものである。

- (3) なお、異議申立人が異議申立書及び意見書に添付し、異議申立書において甲第3号証としている「対応記録票」（以下「対応記録票A」という。）については、決裁がなく、旧鳴門土木事務所で対応した職員が作成したものではないと思われる。このようなことから、正式な要綱上の対応記録票として処理したものではないと考えられ、協議関係書類として残されていたものを、個人情報保護条例に基づき開示したのではないかと考えている。

また、正式な対応記録票として部局長へ報告された場合は、監察局に件名と年月日の報告が来るが、そのような報告も来ていないことから、部局長に対しても報告がなされていないと考えられる。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 「働きかけ対応制度」について

「働きかけ対応制度」は、元知事の汚職事件を受け、県政をゆがめるような不当な働きかけを抑止し、公正で開かれた県政運営を図ることを目的とし、働きかけへの対応を要綱で定め、平成16年4月1日より施行されている。

この働きかけとは、要綱の第2条で「職員に対し要望、意見等を伝え、その職務上の行為について、行為を行うこと又は行わないことを求めるものをいう。」と定められている。

具体的には、知事部局の職員でその職務に対し職員以外の者、例えば、政治家・県民等から要望や意見を受けた職員（以下「応対者」という。）が、この要望や意見が働きかけに該当すると判断した場合に、「何時、誰から、どのような働きかけを受けたか」等を記載した要綱に基づく対応記録票を応対者が作成し、働きかけを行った相手方に氏名も含め原則公開されることを説明するとともに、相手方にその内容の確認を受けた上で、対応記録票に署名を求めるが、この場合に相手方から訂正を求められたときは、応対者が記載内容を訂正し、再度署名による確認を求めるものである。

しかし、相手方が署名による確認に応じない場合で、なお働きかけを受けたと判断

する場合には、知事の指名する弁護士に、相手方に対する働きかけの有無の確認を委託するものとしている。

その後、確認が得られたときは、所属長に報告し、所属長はこの働きかけに対する処理方針案を付した上で部局長に報告し、部局長は必要に応じて知事に報告するというものである。

なお、処理方針が決定された後は、速やかに、相手方にその処理方針を回答することとしている。

2 本件処分の妥当性について

- (1) 「働きかけ対応制度」については、要綱を制定し、平成16年4月1日より施行したが、施行後、報告の実績がなかったことから、平成17年9月1日に要綱の改正を行った。その改正内容は、働きかけの有無の確認を第三者である弁護士に委託することにより、客観性・透明性を確保し、また、働きかけの除外項目である単なる照会、日常的に受ける軽易なものについて、その事例を要綱に明記することにより、職員の判断基準を明確にしたものである。

それでもなお、報告の実績がないのは、この「働きかけ対応制度」が設けられたこと自体が、不当な働きかけに対し、一定の抑止力になっているとする旨の実施機関の説明は、不合理ではない。

- (2) 平成20年12月に監察局監察課が新たに組織され、知事への報告を待つまでもなく、働きかけについて部局長に報告があった時点で、対応記録票の件名と年月日が公表されることも抑止力になっており、通報制度、不当要求行為の対応対策とも相まって、職員の中でも毅然とした態度で対応することができる範囲が広がるとともに、県民についてもこうした体制がとられているということが周知され、不当な働きかけが行われないような環境作りが徐々にではあるが整ってきていることも、働きかけの実績がない理由である旨の実施機関の説明は、不合理ではない。

- (3) 異議申立人が提出した異議申立書及び意見書において、平成〇年〇月〇日に異議申立人は旧鳴門土木事務所及び港湾課の職員と協議を行い、翌日の同年〇月〇日に異議申立人が対応記録票の様式に質問内容を記載し、署名捺印して提出した旨が記載されている。

しかしながら、異議申立人の個人情報保護条例に基づく請求に応じて、旧鳴門土木事務所が平成〇年〇月に開示した対応記録票Aを見分したところ、要綱で定められた対応記録票の様式に記入した文書ではあるが、応対者、課員及び所属長の欄に押印されておらず、要綱第3条に規定する手続をとっていないことが認められる。

したがって、対応記録票Aについては、決裁がなく、旧鳴門土木事務所で対応した職員が作成したものではなく、正式な要綱上の対応記録票として処理したものではないとの実施機関の説明は、不自然、不合理ではない。

(4) 以上のことから、要綱施行以来、働きかけに関する事案の報告が行われたことがないため、要綱に係る実績が分かる書類は作成されておらず、不存在であるという実施機関の説明は不自然、不合理ではなく、本件処分は妥当なものと判断する。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

4 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成24年 2月 9日	諮問
3月12日	実施機関からの理由説明書を受理
4月13日	異議申立人からの意見書を受理
4月19日	審議（第98回審査会）
5月18日	実施機関からの口頭理由説明、審議（第99回審査会）
6月28日	審議（第100回審査会）
7月19日	審議（第101回審査会）

徳島県情報公開審査会委員名簿

氏 名	職 業 等	備 考
井関 佳穂理	公認会計士, 税理士	
上原 克之	徳島大学総合科学部准教授	
大道 晋	弁護士	会長職務代理者
古本 奈奈代	徳島文理大学人間生活学部教授	
松尾 博	元徳島新聞社相談役・論説委員長	会長

(五十音順)